

業務委託契約書（案）

地方公務員災害補償基金沖縄県支部長 玉城 康裕（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは次のとおり業務委託契約を締結する。本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

- 1 契約件名
令和8年度療養補償診療報酬明細書点検業務委託
- 2 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 実施場所
乙の事業所内又は甲が指定する甲の施設内

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
地方公務員災害補償基金沖縄県支部長 玉城 康裕

乙

(総則)

- 第1条 甲は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく療養補償に係る療養補償請求書等（以下「レセプト」という。）の点検業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。
- 2 乙は、業務委託仕様書（別記1。以下「仕様書」という。）に基づき、委託業務を誠実に履行するものとする。

(委託料)

- 第2条 委託業務の委託料の単価はレセプト1件あたり〇〇円〇銭（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇円〇銭を含む。）とする。
- 2 委託料は、前項の単価にレセプト枚数を乗じて得た額とする。ただし、算出額の円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 乙は、当該月の業務完了後に前項の月額を甲に対して請求することができる。
- 4 甲は乙の適正かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

- 第3条 契約保証金は、免除する。

(事情変更による委託料の変更)

- 第4条 この契約締結時において、予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により、物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため委託料の額が著しく不相当であると認められたときは、甲乙協議して委託料の額を変更することができる。

(業務完了報告及び検査)

- 第5条 乙は、仕様書に定める委託業務を完了したときは、完了ごとに遅滞なく甲に対して完了報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、完了ごとに提出される前項の書類を受理したときは、直ちに検査を行わなければならない。

(レセプトの取扱い)

- 第6条 レセプトの受渡しは、甲乙立会いの上、数量確認し行うものとする。
- 2 乙は、レセプトについて、漏えい、滅失又はき損その他の事故が起きないよ

う細心の注意を払わなければならない。

- 3 前項の事故が発生したとき、又はそのおそれがある場合、乙は甲に速やかに報告し必要な措置を講じなければならない。

(立入検査)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所、作業場、その他の施設に立ち入り、レセプトの管理状況を検査し、指示することができる。

- 2 乙は、前項の立入検査に協力しなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。担保の目的物とすることも同様とする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項（別記2）に基づき行うものとする。

(危険負担)

第11条 この契約の履行に関し発生する一切の損害は乙の負担とする。ただし、天災その他の不可抗力による場合及び甲の責めに帰する事由による場合は、この限りではない。

(履行遅延)

第12条 乙の責めに帰する事由により所定の期日までにこの契約を履行することが不能な場合は、書面により履行延期願いを提出し、甲の承認を得なければならない。この場合、乙の故意又は重大な過失により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。この解除によって生じた乙の損害

について、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、業務を行うことができる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ウ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。
 - ク 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該

者と契約を締結したと認められるとき。

ケ 乙が、アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、甲がその責めに帰する事由によりこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により甲に損害が生じても、乙は賠償の責めを負わない。

（損害賠償）

第 14 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（費用の負担）

第 15 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議）

第 16 条 この契約書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

別記 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第 4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

第 7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(従事者への周知等)

第 8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(資料等の返還等)

第 9 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託業務完了後直ちに、甲の指示に基づいて、甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 10 甲は、乙がこの契約による業務を処理するにあたり、取り扱っている個人情報の管理状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 11 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 12 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有公人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(契約解除)

第 13 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約に

よる業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第 14 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(第5条関係)

完了報告書

療養補償診療報酬明細書点検業務委託契約に基づき、令和〇年〇月分を次のとおり報告します。

| 部局名 | | 区分ごとのレセプトの受領及び過誤等の件数 | | | | | 備考 |
|---------|----------|----------------------|----|----|----|---|----|
| | | 入院 | 外来 | 歯科 | 調剤 | 計 | |
| 知事部局 | レセプト受領件数 | | | | | 0 | |
| | 過誤等の件数 | | | | | | |
| 企業局 | レセプト受領件数 | | | | | 0 | |
| | 過誤等の件数 | | | | | | |
| 病院事業局 | レセプト受領件数 | | | | | 0 | |
| | 過誤等の件数 | | | | | | |
| 警察 | レセプト受領件数 | | | | | 0 | |
| | 過誤等の件数 | | | | | | |
| 市町村 | レセプト受領件数 | | | | | 0 | |
| | 過誤等の件数 | | | | | | |
| 一部事務組合等 | レセプト受領件数 | | | | | 0 | |
| | 過誤等の件数 | | | | | | |
| 教育委員会 | レセプト受領件数 | | | | | 0 | |
| | 過誤等の件数 | | | | | | |
| 計 | レセプト受領件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 過誤等の件数 | | | | | | |

令和〇年〇月 日

地方公務員災害補償基金沖縄県支部長 殿

印